

今回の報告書で幕引きは許されません。第三者による内部立ち入りを含めた調査、ウイシユマさん死亡前の施設内でのビデオ映像の全面開示、国会での十分な審議をおこない、真相を徹底究明することを強く求めます。



**コロナ禍による厳しい財政状況
に対処し地方税財源の充実を求
める意見書**

この意見書は、全国市議会議長会から依頼を受け提出したものです。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、以下について確実に実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫

補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。



**茨城県取手市議会と
オンライン視察研修を行いました**



議会活性化特別委員会では、議会運営におけるICTの活用について協議を進めており、令和3年7月23日に、先進的な取り組みを行っている茨城県取手市議会と、ウェブ会議を活用したオンライン視察研修を行いました。

当日は、取手市議会の皆様より、オンラインでの議会運営の実情やタブレットの活用などについて、懇切丁寧な説明をいただきました。今後も知識を高めながら、非常時の議会運営や効率化に向けた検討をさらに進めてまいります。